

再審法改正の実現をめざす超党派議連が発足

3月11日、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が衆議院議員会館で結成総会を開催し、発足しました。

結成総会では、すでに134名の国会議員から入会があったことが報告され、設立趣意書と規約が採択されました。その後、会長に柴山昌彦・元文部科学大臣（自民党・衆議院議員）、幹事長に逢坂誠二・立憲民主党副代表（立憲・衆議院議員）、事務局長に井出庸生・自民党衆議院議員の3氏が選出されました。

設立趣意書には、「えん罪犠牲者の速やかな救済のためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるようにすることも含め、再審手続きの明確化、透明化を図るとともに、えん罪の疑いあることが明らかになったときは、速やかに裁判のやり直しを行うことができるよう、法整備を行うことが必要である」とし、「再審事件の報道を契機にして国民の再審制度への関心が高まり、法改正の必要性が喫緊の課題として認識されるに至った今こそ、制度改革に取り組む時期が来ている」と、えん罪犠牲者の速やかな救済を目的とする再審法改正を早期に実現すべく議員連盟を設立した趣旨が述べられています。

結成総会では、村山浩昭・元裁判官（弁護士）が記念講演を行い、袴田事件を紹介しながら再審法改正の必要性を講演しました。村山元裁判官は、えん罪犠牲者の救済が遅れば、一日一日と冤罪による実被害が重くのしかかる」「これ以上、再審の壁に阻まれて苦しむ冤罪被害者を救うためにも」、国会議員のみなさんが「時代の責任者」としての責任を果たしてほしいと講演を結びました。